

# 設立総会・第1回総会及び 第1回常任委員会決定事項

1. 第80回国民体育大会青森県準備委員会設立趣旨・・・・・・・・P16
2. 第80回国民体育大会青森県準備委員会会則・・・・・・・・P17
3. 第80回国民体育大会青森県準備委員会役員・・・・・・・・P21
4. 第80回国民体育大会開催基本方針・・・・・・・・P22
5. 第80回国民体育大会青森県準備委員会  
平成28年度事業計画・・・・・・・・P23
6. 第80回国民体育大会青森県準備委員会  
平成28年度収支予算・・・・・・・・P24
7. 総会から常任委員会への委任事項・・・・・・・・P25
8. 第80回国民体育大会青森県準備委員会専門委員会規程・・P26
9. 第80回国民体育大会会場地市町村選定基本方針・・・・・・・・P28
10. 第80回国民体育大会会場地市町村選定基準・・・・・・・・P29
11. 第80回国民体育大会競技施設整備基本方針・・・・・・・・P31
12. 第80回国民体育大会県及び会場地市町村の  
業務分担・経費負担基本方・・・・・・・・P32

(平成28年8月31日設立総会決定)

## 第80回国民体育大会青森県準備委員会設立趣旨

第80回国民体育大会本大会の招致については、県議会をはじめ、公益財団法人青森県体育協会等のスポーツ関係団体、関係各位の御尽力により、平成28年1月、公益財団法人日本体育協会から開催申請書提出順序の了解通知を受け、平成37年の本県開催が事実上の決定をみたところであります。

国民体育大会は、昭和21年の第1回大会以来、わが国最大のスポーツの祭典として、広く国民の間にスポーツを普及し、国民の健康増進と体力向上を図るなど、明るく豊かな国民生活の発展に寄与してきました。

本県においては、昭和52年に「心ゆたかに 力たくましく」をスローガンに第32回大会「あすなろ国体」を開催し、「県民総参加の国体」を合言葉に、県民一丸となって結集し、大会を成功に導いたことは、本県のスポーツ振興はもとより、その後の県勢の発展にも大きく貢献してきました。

平成37年の本県での国民体育大会の開催は、2万人を超える選手・監督をはじめ、数十万人と想定される来県者が見込まれ、本県の自然・歴史・文化・食・物産等のあらゆる魅力を広く国民に伝える機会であると同時に、スポーツによる地域の活性化やスポーツを通じた健康づくりの推進、次代を担う子どもたちに夢や希望を与えるなど、本県にとって新たな活力の創出に繋がり、よりよい青森県をつくる大きな原動力となります。まさに、本県が目指す姿の一つである「スポーツが盛んな青森県」に直結する意義のある大会であります。

この国民体育大会を成功させるためには、関係機関・団体、市町村並びに県が一丸となって、県民力を結集し、開催準備に取り組む必要があります。

よって、ここに各分野の代表者の参画を得て、第80回国民体育大会青森県準備委員会を設立し、諸準備に万全を期するものであります。

(平成28年8月31日設立総会決定)

## 第80回国民体育大会青森県準備委員会会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第80回国民体育大会青森県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第80回国民体育大会（以下「大会」という。）を青森県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関する事。
- (2) 大会における実施競技及び会場市町村に関する事。
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関する事。
- (4) 大会開催及び準備に係る経費に関する事。
- (5) 関係行政機関及び関係機関との連絡調整に関する事。
- (6) その他大会を開催するために必要な準備に関する事。

### 第2章 組織

(構成)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に係る者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 7名以内
- (3) 常任委員 60名以内
- (4) 監 事 3名以内

(役員を選任)

第6条 準備委員会の会長は、青森県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 大会の開催に必要な方針に関すること。
  - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
  - (6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること。
  - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関すること。
  - (3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
  - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

#### 第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

## 第5章 事務局

### (事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 財務及び会計

### (経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

### (予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 補則

### (委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### (解散)

第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

## 附 則

1 この会則は、平成28年8月31日から施行する。

2 準備委員会の平成28年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から、平成29年3月31日までとする。

(平成28年8月31日設立總會決定)

### 第80回国民体育大会青森県準備委員会役員

会長 1名、副会長 7名、常任委員 53名、監事 3名

(敬称略)

NO	役職	選出区分	機関・団体名及び役職	氏名
1	会長	県	青森県知事	三村 申吾
2	副会長	県議会	青森県議会議長	清水 悦郎
3		県	青森県副知事	青山 祐治
4			青森県副知事	佐々木 郁夫
5			青森県教育委員会委員長	豊川 好司
6		県体協	公益財団法人青森県体育協会会長	蝦名 武博
7		市町村	青森県市長会会長	鹿内 博
8			青森県町村会会長	吉田 豊
9	常任委員	県議会	青森県議会副議長	工藤 兼光
10		青森県議会総務企画危機管理委員会委員長	阿部 広悦	
11		青森県議会環境厚生委員会委員長	越前 陽悦	
12		青森県議会農林水産委員会委員長	夏堀 浩一	
13		青森県議会商工労働観光エネルギー委員会委員長	丸井 裕留	
14		青森県議会文教公安委員会委員長	森内 之保	
15		青森県議会建設委員会委員長	熊谷 雄一	
16		青森県スポーツ推進議員連盟会長	清水 悦郎	
17		県	青森県病院事業管理者	吉田 茂昭
18			青森県教育委員会教育長	中村 充博
19			青森県警察本部長	大塚 泰博
20			青森県総務部長	田中 良齊
21			青森県企画政策部長	原田 啓一
22			青森県環境生活部長	鈴木 日登美
23			青森県健康福祉部長	戸 和成
24			青森県商工労働部長	葛西 崇一
25			青森県農林水産部長	油川 潤一
26			青森県県土整備部長	鈴木 潔
27			青森県危機管理局長	林 哲夫
28			青森県観光国際戦略局長	高坂 幹
29			青森県エネルギー総合対策局長	八戸 良城
30		県体協	公益財団法人青森県体育協会副会長	春藤 英徳
31			公益財団法人青森県体育協会副会長	長崎 昭義
32			公益財団法人青森県体育協会副会長	奥 静子
33			公益財団法人青森県体育協会副会長	岡村 良久
34			公益財団法人青森県体育協会副会長	神山 久志
35			公益財団法人青森県体育協会副会長	江渡 光夫
36			公益財団法人青森県体育協会副会長	大沢 陽子
37			公益財団法人青森県体育協会副会長	澤内 和興
38		スポーツ	青森県スポーツ推進審議会会長	柳谷 透
39	青森県スポーツ推進委員協議会会長		蝦名 文昭	
40	特定非営利活動法人青森県スポーツ・レクリエーション連盟会長		相馬 鎔彦	
41	特定非営利活動法人青森県障害者スポーツ協会理事長	高杉 勝一		
42	市町村議会	青森県市議会議長会会長	吉田 淳一	
43		青森県町村議会議長会会長	澤口 勝	
44	市町村	青森県市町村教育委員会連絡協議会会長	成田 一二三	
45	学校	青森県中学校体育連盟会長	木村 聖一	
46		青森県高等学校体育連盟会長	山口 龍城	
47		青森県小学校長会会長	須藤 清明	
48		青森県中学校長会会長	小林 弘和	
49		青森県高等学校長協会会長	成田 昌造	
50		青森県私立中学高等学校長協会会長	千葉 満	
51		産業・経済	青森県商工会議所連合会会長	若井 敬一郎
52	青森県商工会連合会会長		竹林 秋雄	
53	青森県中小企業団体中央会会長		蝦名 文昭	
54	一般社団法人青森県経営者協会会長		鍛田 廣	
55	青森県経済同友会代表幹事		杉本 康雄	
56	公益社団法人日本青年会議所東北地区青森ブロック協議会会長		類家 徳久	
57	通信・輸送	公益社団法人青森県バス協会会長	工藤 清	
58	宿泊・観光	公益社団法人青森県観光連盟理事長	大黒 裕	
59	医療・福祉	公益社団法人青森県医師会会長	齊藤 勝	
60		社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長	前田 保	
61	社会団体等	青森県地域婦人団体連合会会長	向井 麗子	
62	監事	県	青森県会計管理者	八桁 幸男
63		市町村	青森県市長会事務局長	三上 金藏
64			青森県町村会事務局長	小笠原 靖介

(平成28年8月31日第1回総会決定)

## 第80回国民体育大会開催基本方針

### 1 基本方針

第80回国民体育大会は、本県で48年ぶりに開催する国内最大のスポーツの祭典として、スポーツによる感動や交流の輪を広げるとともに、本県のあらゆる魅力を発信するなど、県民総参加により青森県らしさあふれる大会として開催します。

大会の開催に当たっては、創意工夫により、簡素・効率化を図るとともに、将来の県民へと引き継がれる貴重なレガシー（遺産）となるよう大会終了後も見据えた取組も推進します。

この大会の開催を契機に、県民が年間を通してスポーツに親しみ、スポーツを通じた健康づくりや生きがいがいづくりに取り組むことにより健康・体力の保持増進、競技力の向上が図られ、また、本県を訪れる多くの人達との新たな交流により地域が活性化するなど、「スポーツが盛んな青森県」の実現を目指します。

### 2 実施目標

#### (1) スポーツによる感動の創出と地域へのスポーツの定着

スポーツを「する」「みる」「ささえる」など多様な場面で、感動が創出されることにより、県民の誰もがスポーツに関わる楽しさを感じることができ環境が整備されるとともに、県内各地で地域住民がスポーツに取り組む習慣が身につくにつぎ、スポーツが地域に定着する大会とします。

#### (2) 自発的、積極的な県民参加による地域の活性化

県民一人ひとりが、開催準備に自発的、積極的に参加するとともに、スポーツを通じた健康づくりなどに一丸となって取り組むことにより、全ての県民が心身ともに健康な状態で大会を迎え、その後も各地域が元気で活力に満ちた姿となる大会とします。

#### (3) 来県者への熱い心でのおもてなしとあらゆる魅力の発信

大会に参加する選手・監督・役員・応援者など数多くの来県者を熱いおもてなしの心で迎えるとともに、大会期間を通して本県のあらゆる魅力を体感していただくことにより、再び本県を訪問したいという気持ちを喚起する大会とします。

(平成28年8月31日第1回総会決定)

## 第80回国民体育大会青森県準備委員会 平成28年度事業計画

第80回国民体育大会青森県準備委員会の平成28年度事業計画は、次のとおりとする。

### 1 開催準備業務

- (1) 各種基本方針等の策定
- (2) 開催準備総合計画の策定
- (3) 会場地市町村の選定
- (4) 専門委員会の設置
- (5) 競技施設基準の策定
- (6) その他開催準備業務の推進

### 2 会議の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会
- (4) 市町村・競技団体担当者会議

### 3 各種調査の実施

- (1) 市町村ヒアリング・競技団体ヒアリング
- (2) 先催県の情報収集

### 4 協議・連絡調整の実施

公益財団法人日本体育協会及び関係機関・団体との連絡調整

(平成28年8月31日第1回総会決定)

**第80回国民体育大会青森県準備委員会**  
**平成28年度収支予算**

第80回国民体育大会青森県準備委員会の平成28年度収支予算は、次のとおりとする。

1 収入の部

(単位：千円)

科 目	本年度予算額	説 明
負担金	6, 0 1 8	青森県負担金
合 計	6, 0 1 8	

2 支出の部

(単位：千円)

科 目	本年度予算額	説 明
事業費	3, 6 5 4	常任委員会・専門委員会等会議開催経費、大会啓発費
事務局費	2, 3 6 4	事務局運営費
合 計	6, 0 1 8	

(平成28年8月31日第1回総会決定)

## 総会から常任委員会への委任事項

第80回国民体育大会青森県準備委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 大会開催に関する方針及び基本計画に関すること
- 2 会場地市町村及び競技施設の選定に関すること
- 3 県と会場地市町村の業務分担及び経費負担区分に関すること
- 4 競技施設等の整備計画に関すること
- 5 大会実施競技の選定に関すること
- 6 競技の企画及び運営に関すること
- 7 競技役員等の養成及び編成に関すること
- 8 広報及び県民運動に関すること
- 9 宿泊及び衛生に関すること
- 10 輸送及び交通に関すること
- 11 医療救護、消防防災及び警備に関すること
- 12 式典の企画及び運営に関すること
- 13 その他開催準備に関すること

(平成28年8月31日第1回常任委員会決定)

## 第80回国民体育大会青森県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第80回国民体育大会青森県準備委員会会則第13条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、第80回国民体育大会青森県準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成28年8月31日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な計画の立案に関すること。</li> <li>2 会場地選定に関すること。</li> <li>3 県及び会場地市町村の業務分担に関すること。</li> <li>4 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な計画の推進に関すること。</li> <li>2 文化プログラムに関すること。</li> <li>3 他の専門委員会に属さない事項に関すること。</li> </ol>
競技運営専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営等の基本的事項に関すること。</li> <li>2 競技運営に係る計画の立案に関すること。</li> <li>3 競技用具の整備計画に関すること。</li> <li>4 その他競技運営に係る重要な事項に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営に係る計画の推進に関すること。</li> <li>2 競技役員等の養成及び編成に関すること。</li> <li>3 競技用具整備の推進に関すること。</li> <li>4 デモンストレーションスポーツに関すること。</li> <li>5 リハーサル大会に関すること。</li> <li>6 競技記録に関すること。</li> <li>7 その他競技運営に関すること。</li> </ol>

(平成28年8月31日第1回常任委員会決定)

## 第80回国民体育大会会場地市町村選定基本方針

会場地は、地方スポーツの普及・振興と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民体育大会の趣旨並びに第80回国民体育大会開催基本方針に基づき、次により選定する。

- 1 会場地は、県内それぞれの地域に根ざしたスポーツ文化活動の振興を図るため、地域バランスに配慮して、可能な限り県内各地に分散する。
- 2 同一競技は、同一市町村で行うことを原則とするが、2市町村以上で開催する場合は、可能な限り近隣市町村で行うこととする。
- 3 会場地の選定に当たっては、市町村の開催希望や、開催準備・大会運営に対する積極性、大会に対する熱意を考慮するとともに、実施競技団体の意向並びに競技施設の状況、宿泊受入能力、交通の利便性、その他地域の実情・特性等を含め、総合的に判断する。

(平成28年8月31日第1回常任委員会決定)

## 第80回国民体育大会会場地市町村選定基準

第80回国民体育大会（以下「大会」という。）における会場地市町村は、第80回国民体育大会会場地市町村選定基本方針に基づき、次により選定する。

### 1 選定の対象

正式競技と特別競技の会場地市町村とする。

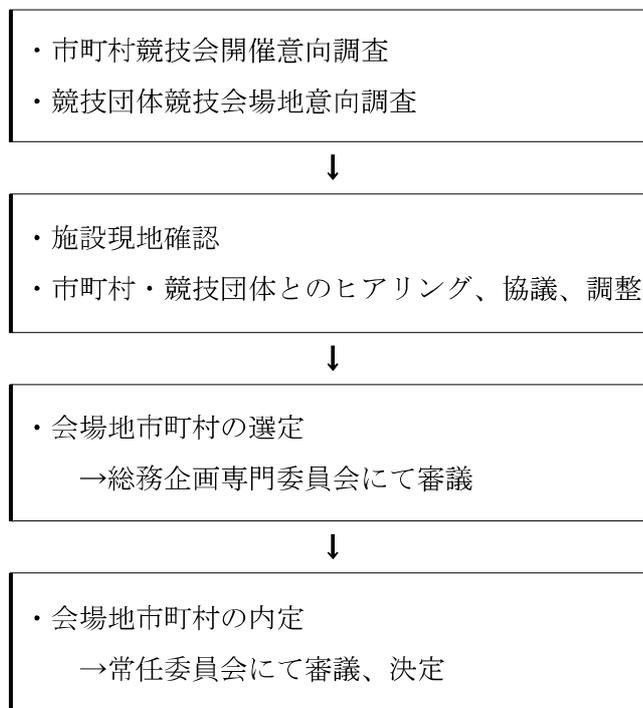
なお、公開競技、デモンストレーションスポーツについては、別途選定する。

### 2 選定の基準

次の基準により、総合的な判断、評価のもとに選定する。

- (1) 施設所有者の同意を前提として、市町村の開催希望と競技団体の意向が原則として合致していること。
- (2) 同一競技を複数の市町村に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないこと。
- (3) 競技施設は、「国民体育大会開催基準要項細則（公益財団法人日本体育協会）」で定める施設基準（以下「施設基準」という。）を満たすものであるとともに、既存施設の活用を原則とし、施設の新設・改修等がある場合には、大会開催後の地域スポーツ推進への有効活用を考慮すること。  
なお、施設の状況等によっては、施設基準の弾力的な運用を関係機関に対し要請する。
- (4) 競技役員等の確保、付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、地域住民のボランティアとしての参画等、大会運営に必要な環境や体制が十分整えられること。
- (5) 選手・役員への輸送、交通手段及び宿舎を確保できること。
- (6) 大会開催に対する熱意があり、開催希望競技をはじめとする開催後のスポーツ振興に積極的に取り組む意欲を有すること。

### 3 競技会場地選定の手続き（概要）



(平成28年8月31日第1回常任委員会決定)

## 第80回国民体育大会競技施設整備基本方針

第80回国民体育大会（以下「大会」という。）の競技施設は、第80回国民体育大会開催基本方針に基づき、「国民体育大会開催基準要項（公益財団法人日本体育協会）」が定める施設基準を尊重し、次のとおりとする。

- 1 競技施設は、可能な限り県内の既存施設を活用する。
- 2 施設基準等の弾力的な運用を関係機関に要請するとともに、やむを得ず施設整備を行う場合は、真に必要な施設に限定し、大会終了後においても地域住民に広く活用されるよう配慮する。
- 3 整備に当たっては、競技運営に支障がないよう、計画の段階から当該競技団体及び関係機関と十分協議する。

(平成28年8月31日第1回常任委員会決定)

## 第80回国民体育大会県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担基本方針

第80回国民体育大会（以下「大会」という。）の開催に当たり、県及び会場地市町村は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

### 1 県が分担する業務と負担する経費

- (1) 全県的な業務推進の基本となる計画の策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な総合調整、連絡及び指導に関する業務を分担し、経費を負担する。
- (2) 開・閉会式の実施及び大会実施本部の運営等、全県的・総合的な大会の準備・運営に関する業務を分担し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる県有施設・設備の整備に関する業務を分担し、経費を負担する。

### 2 会場地市町村が分担する業務と負担する経費

- (1) 競技会の会場地として必要な業務の計画策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な調査、連絡及び調整に関する業務を分担し、経費を負担する。
- (2) 競技会の表彰式の実施及び競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備・運営に関する業務を分担し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる市町村有の施設・設備の整備に関する業務を分担し、経費を負担する。

### 3 業務分担、経費負担の細目

県及び会場地市町村の業務分担、経費負担の細目については、別に定める。

# 検討結果報告書

(抜粋)

平成 27 年 8 月  
青森県国体検討懇話会

## 1 はじめに

国民体育大会は、昭和 21 年に京都を中心とした京阪神地域で第 1 回が開催されて以来、都道府県持ち回りで開催されている国内最大のスポーツの祭典であり、国民の健康増進と体力向上、地方スポーツの振興と地方文化の発展等に寄与してきた。

本県においても昭和 52 年に第 32 回国民体育大会「あすなる国体」が、初の完全国体（冬季、夏・秋季の全種目を同一県内で開催）により県内各地で開催された。本県のスポーツ振興に多大な影響を与えるとともに、完全国体を成し遂げた県民の自信と誇りは、その後の県勢発展の大きな原動力となった。

しかし、あすなる国体以後の 30 数年間で、国内は長期にわたる経済の停滞により地方自治体の財政状況が厳しさを増すなど、国体を取り巻く環境は大きく変化してきた。そのようなことから、公益財団法人日本体育協会は、国民体育大会委員会において大会の充実・活性化、大会運営の簡素・効率化等、国体のあり方について抜本的な見直しや改善策を検討するなど、様々な改革を進めながら国体が開催されてきているところである。

そのような中、平成 25 年 6 月に、公益財団法人青森県体育協会から県、県教育委員会並びに県議会に対し、「平成 37 年に開催の第 80 回国民体育大会本大会の招致に関する要望書」が提出されたことから、開催の是非を含めた「青森県らしい国体のあり方」等を検討するため、県教育委員会により青森県国体検討懇話会が設置されるに至った。

本懇話会は、上記のような経緯を踏まえ、平成 26 年度及び平成 27 年度の 2 カ年にわたって計 6 回の会議を開催し、様々な視点から議論を重ねた。国体の開催は人づくり、地域づくり、未来づくりという視点から県民にとって有意義であり、そして、青森県らしい国体の開催をひとつの目標として県民が一体となって取り組むことが、地域の活力を生むとともに現在および将来的に直面する課題の解決を可能とし、青森県の発展に繋がるという結論を得たのでここに報告する。

## 2 本県で国体を開催する意義

あすなる国体の開催は、本県にとってスポーツの振興やスポーツの社会的地位の向上、スポーツ施設の充実等の意義があった。その後、30 数年が経過する中で、本県を取り巻く状況は変化してきており、これに伴い本県で国体を開催するためには、現状に即した意義を明らかにする必要がある。

このようなことから、本県で国体を開催する意義について「国体は本県に何をもたらすのか」、「開催後の本県に何を残せるのか」、といった視点により検討を行い、次のとおり整理した。

### スポーツによる地域の活性化

人口減少や平均寿命全国最下位という状況の中で国体を開催することは、県民が年間を通してスポーツに親しむことや、スポーツを通じた健康づくりや生きがいづくりにつながり、ひいては、健康寿命の延伸をもたらす。

また、多くの県民が国体の準備段階から参画することにより、各地域における住民同士の結束力が高まるなど、コミュニティの再生が図られる。さらには、各地域を訪れる参加者など大会関係者との新たな交流が展開されるなど、地域の活性化に結び付く。

### 新たな競技力向上体制の構築・維持・発展

国体の男女総合成績が低迷している中で、国体開催に向けて、選手育成の指導方法を新たに検討・実践するなど、本県の競技力を向上・維持・発展させる体制を構築することにより、国体開催後も継続して優秀な選手を輩出することができる。

### 次代を担う子どもたちへ夢や希望を与える場の提供

子どもの人口が減少し、更に体力の低下が問題となっている中で国体を開催することは、次代を担う子どもたちが、トップアスリートの競技を間近で見たり、総合開・閉会式や各競技会に何らかの形で参加したりできる絶好の機会となる。その経験を通して、子どもたちはスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことの素晴らしさを実感するとともに、夢や希望や勇気を抱き、将来にわたって強くたくましく生きていく力を身に着けることができる。

### 本県のあらゆる魅力の発信

国体には、全国各地から数多くの選手・監督・役員・応援者等が参加することから、そのような来県者に対し、本県の自然・歴史・文化・食・物産等の魅力ある観光資源を情報発信することにより、本県が再認識され、これまで以上により多くの人々が本県を再び訪れる契機となる。

### 3 国体開催にあたっての課題、対処方法

国体の開催には、様々な分野での課題があり、どのような対処方法があるかを明らかにしておく必要があることから、各分野における課題、対処方法について、次のとおり整理した。

#### 3.1 人財育成

##### 3.1.1 大会に関わる人財の育成

###### (1) 競技力向上

###### ①競技力目標

- 「開催県にふさわしい成績を収める」という方向性を定め、競技力向上を図るほか、子どもの体力向上や県民の健康づくりなどのスポーツ振興にも幅広く取り組むことが大事である。
- 国体開催後を見据えた目標設定とすることが大事である。また、招致が決まった際にはできるだけ早い時期での設定が必要である。

###### ②選手の育成・強化

- 競技人口の底辺の拡大を図るとともに、低年齢層からの一貫した指導体制が専門的指導者により確立されることで、隙間のない選手の育成・強化が行われることが大事である。
- 各競技団体が各年代の長期・中期・短期の計画を作成し、着実に実行していく必要がある。
- 学校では児童生徒が減少し、部活動での指導が困難な場合もあるため、総合型地域スポーツクラブ等との連携により、育成・強化を行っていく必要がある。

###### ③指導者の育成・確保

- 各競技団体が、本県の競技レベルを把握した上で、選手の育成・強化策を考える際、それに必要な指導者の育成・確保を考えることが大事である。また、県外の優秀な指導者の確保方法についても検討する必要がある。
- 全国や世界で活躍した本県出身の選手が、その後、本県において指導者として活躍できるようにするためには、県内の経済団体や県体協などの協力等が必要である。
- 学校現場でのスポーツを指導できる教員の充実や、外部人材の活用について検討する必要がある。

## (2) 大会運営

- 県、会場地市町村及び競技団体等が、早期に連携し、大会運営の方針について共通理解のもとで、競技役員の育成、ボランティアの養成をする必要がある。
- 会場地市町村と競技団体が定期的に会議を開催するなど、情報共有や共通理解を図ることが大事である。

### 3.1.2 その他人財の育成

- スポーツをする子としない子の二極化が進んでいるため、国体開催を契機に、小さい頃からスポーツに接する機会を設けることでスポーツ活動や体力づくりの充実を図り、将来のスポーツの実施率向上に繋げるといった取組が必要である。

## 3.2 施設整備

- 競技会の開催に積極的な市町村については、施設整備も含め優先的に開催できるよう配慮する必要がある。
- 財政規律を守りながら必要最小限の施設を県として整備する必要がある。
- 県内で実施可能な施設が無い競技\*の施設整備については、国体開催後の活用が期待できない場合は、隣県等の施設を借用するなど検討する必要がある。

#### \*県内で実施可能な施設が無い競技

国体の正式競技、特別競技の施設基準に照らし合わせたところ、県内で実施可能な施設が無い競技は、水泳、ボート、ホッケー、ハンドボール、馬術、ライフル射撃（ピストル）、クレー射撃及びスキージャンプの8競技である。

## 3.3 開催経費

- 競技者の競技力向上や競技役員の育成、ボランティアの養成等の人財育成に取り組むことが大事であり、開催経費が施設整備に偏らないように配慮する必要がある。
- 協賛金、寄付金等を募集する場合には、寄付等をしたことによる利点や大会に参加していると自覚できる仕組みを作ることにより、県民全体の盛り上げに繋げることが必要である。
- ふるさと納税制度等の様々な寄付金制度を利用、創設することにより、県民や全国の青森県ゆかりの人々からも国体開催に向けた応援を得ることが大事である。

### 3.4 県民参加のあり方

- 地域一丸となって、競技会の運営に参画し、さらに来県者をもてなすなど、地域全体で達成感を得ることにより、地域コミュニティが再生され、地域力が向上することが大事である。
- 競技者や大会役員以外の多くの県民が、積極的、自発的に参加することが大事であり、青森県らしい取組について県と市町村が連携して考え、推進していく必要がある。
- 子どもたちが、国体の運営や応援等、様々な関わりに参加することで、充実感・達成感を持つことにより、一人ひとりの将来に繋がるのが大事であり、あらゆる場面での参加について検討する必要がある。
- 大学生の力を取り入れることも大事であり、広報活動を行うボランティアチームを作るなど、活用について検討する必要がある。
- 既存の優秀な活動をする企業やNPO、町内会等が参加できるような、環境・美化運動等の地域づくりに取り組んでいく必要がある。
- スポーツに関心が薄い人にも、国体を通してスポーツへの興味・関心を喚起する。また、スポーツの価値が認識されるよう取り組んでいく必要がある。
- 様々な国体関連事業に関するネーミングライツの募集や企画・運営に参画させる方法等、企業をはじめとした民間活力を活用していく必要がある。

### 3.5 市町村、関係団体との協力

- 市町村に国体開催が好機であると捉えていただくためには、国体開催が地域づくり、人づくり、未来づくりをする上で大事な機会であるということを示す必要がある。
- 何らかの形で国体に関わりたいという市町村の自発的な協力を大事にしながら取り組む必要がある。
- 競技会の開催や県民運動の推進のために、各市町村においてもスポーツ団体や町内会等の様々な関係者からなる横断的な協力母体を組織化する必要がある。
- 会場地市町村での競技会の運営においては、ボランティアの協力が必要であり、県全体として、ボランティアの育成を図ることが必要である。
- 各競技の試合や国体の準備状況等を広く県民へ周知することが大事であり、情報発信のためにはマスメディアとの協力が必要である。

## 4 本県独自の国体像

国体の開催に当たっては、人財育成等の様々な課題を克服した上で、本県にとっての意義を見出し、「本県独自の国体像」を目指す必要がある。

そのようなことから、当懇話会では、

- ①地域へのスポーツの定着
- ②感動の創出
- ③地域の活性化
- ④県民一人ひとりの主体的な取り組み
- ⑤県民の元気な姿
- ⑥本県の魅力のアピール

といったキーワードを基に検討し、次の3点を国体像として掲げることとしたものである。

### スポーツによる感動の創出と地域へのスポーツの定着

スポーツを「する」「みる」「ささえる」など多様な場面で、感動が創出されることにより、県民の誰もがスポーツに関わる楽しさを感じることができる環境が整備されるとともに、県内各地で地域住民がスポーツに取り組む習慣が身につき、スポーツが地域に定着する。

### 自発的、積極的な県民参加による地域の活性化

県民一人ひとりが、開催準備に自発的、積極的に参加するとともに、スポーツを通じた健康づくりなどに一丸となって取り組むことにより、全ての県民が心身ともに健康な状態で大会を迎え、その後も各地域が元気で活力に満ちた姿となる。

### 来県者への熱い心でのおもてなしとあらゆる魅力の発信

大会に参加する選手・監督・役員・応援者など数多くの来県者を熱いおもてなしの心で迎えるとともに、大会期間を通して本県のあらゆる魅力を体感していただくことにより、再び本県を訪問したいという気持ちを喚起する。

## 5 おわりに

「雪が吹きすさび、樹々も凍りつく北国の冬。それは長くきびしい。しかし、春への力をたくわえ、希望がふくらむ季節でもある。」これは、あすなる国体秋季大会開会式の集団演技冒頭の内容である。

本州最北端に位置する本県は、厳しい季節とそれに耐えるからこそ享受できる美しい自然に囲まれながら、先人達の培ってきた伝統や文化、知恵等により、発展してきた。

本県は今、人口減少、地域経済の低迷、平均寿命の全国最下位といった難題を抱えており、県や各市町村において、問題解決のために様々な取組が行われているところである。

このような中で、本県で国体が開催されることは、県民のスポーツに対する興味・関心を高めるほか、スポーツによる地域の活性化やスポーツを通じた健康づくりの推進、次代を担う子どもたちに夢や希望を与えるなど、本県にとって、新たな活力の創出に繋がるという意味で、大いに意義があると確信する。

また、本年10月にスポーツ庁が創設されることが決定しており、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、これまで以上に幅広い分野でのスポーツ振興がより一層図られることは確実である。

これら国体開催の意義や国内のスポーツを取り巻く状況が及ぼす様々な効果や影響は、本県が取り組む課題解決の追い風となり、「スポーツが盛んな青森県\*」の実現にも近づくことが期待できる。

国体は単なるスポーツイベントではない。また、単に成功して終了となるイベントでもない。準備段階から県民が一丸となって取り組み、大会を成功に導くことにより得られる一体感や達成感は、本県の明日の活力の源となり、将来の県民へと引き継がれる貴重なレガシー（遺産）となる。

以上のようなことから、当懇話会では、平成37年に開催される第80回国民体育大会本大会を招致することが望ましいという結論に至ったものである。

あわせて、本県のこれまでのスポーツ大会の開催実績や年間を通してスポーツに親しむことにより健康長寿にも繋がるなどの本県のスポーツ振興を考えれば、同年に冬季国体を開催することにより、あすなる国体と同様、完全国体とすることについても強く期待したい。

ついでに、県に招致について早期の意志決定をしていただき、開催により得られる効果や影響を最大限に活用し、よりよい青森県になることを切に希望する。

**\*スポーツが盛んな青森県**（青森県基本計画 未来を変える挑戦より）

県民は子どもから高齢者まで、誰もがスポーツに親しんでいます。

また、青森県は、全国大会などで活躍する選手やスポーツ活動を支える人財などを多く輩出しています。

さらに、こうした人財が活躍し、県内外から人が集まる交流拠点となっているとともに、各地域が活性化しています。

# 国民体育大会

開催基準要項  
開催基準要項細則

(平成28年6月17日)

抜粋



# 国民体育大会開催基準要項

## 1 総 則

国民体育大会(以下「大会」という。)を開催し、運営するためにこの基準要項(以下「本要項」という。)を定める。

## 2 目 的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

## 3 性 格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

## 4 名 称

(1) 大会の正式名称は次のとおりとする。

- 1) 国民体育大会冬季大会(以下「冬季大会」という。)
- 2) 国民体育大会(以下「本大会」という。)

(2) 「回数」及び「競技名」を表示する場合は次のとおりとする。

- 1) 冬季大会  
第〇回国民体育大会冬季大会〇〇競技会
- 2) 本大会  
第〇回国民体育大会〇〇競技会

(3) 大会に関する製作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。

## 5 回 数

大会は、昭和 21 年に開催された大会をもって第 1 回とし、これより起算し、原則として暦年を基準に回数を順次付するものとする。

## 6 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本体育協会(以下「日体協」という。)、文部科学省及び開催地都道府県(以下「開催県」という。)とし、各競技会については日体協加盟競技団体等(以下、「競技団体」という。)及び会場地市町村を含めたものとする。

## 7 開催の基本方針

(1) 大会の開催方法

- 1) 大会は、毎年開催し、都道府県持ち回りとする。
- 2) 大会は、冬季大会、本大会に分け、この順に開催する。
- 3) 本大会は、同一都道府県内で開催することを原則とするが、複数の都道府県が一致して開催を希望した場合は、国民体育大会開催基準要項細則(以下「細則」という。)第 1 項の要領により開催することができる。

(2) 大会の開催時期及び期間並びに会期

1) 大会の開催時期は、次のとおりとする。ただし、開催地の気象その他の事情により変更することができる。

① 冬季大会:12月～2月末日

② 本大会:9月中旬～10月中旬

[注]公開競技については、当該大会開催年度4月1日以降、本大会会期内まで

2) 大会の開催期間は次のとおりとし、特別な事情がない限り、延長することはできない。

① 冬季大会:5日間以内

② 本大会:11日間以内

3) 大会の会期は開催3年前に日体協が開催県と協議して決定する。

4) 競技会の会期は開催3年前の12月31日までに、日体協が中央競技団体及び開催県と協議して決定する。

5) 開催県内では、大会の開催期間中及びその1週間前に他の競技的催し物等を実施することはできない。

(3) 大会の実施競技及び参加人員

1) 大会の実施競技の区分は、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ、特別競技とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

2) 大会の実施競技及び参加人員等は、本要項第10項に基づき、開催県の諸条件も考慮の上、主催者間の協議で開催県内定時に決定する。

(4) 大会の会場地及び競技施設

1) 開催県内の市町村会場地の決定にあつては、同一競技は同一市町村内で開催することを原則とし、会場地市町村等の都合により分散する場合でも近接の市町村で開催するものとする。

2) 大会の諸施設(公開競技を除く)は、別に細則第2項で定める施設基準による。

3) 開催県の立地条件及びスポーツ振興の状況等から実施困難な競技がある場合、当該競技を近県又はブロック内の既存の施設を活用して実施することができる。その際、開催県は、開催申請書提出以前に日体協及び文部科学省と協議しなければならない。

(5) 大会の文化プログラム

大会の主催者及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会は、別に定める「文化プログラム実施基準」(53頁)に基づき文化プログラムを実施する。なお、必要に応じ個別プログラムの主催者に会場地市町村を含めることができる。

大会の開催時期は、次のとおりとする。

(1) 都道府県選手団

本部役員、正式競技及び公開競技の監督及び選手(以下「参加選手団」という。)で構成する。この参加選手団は、都道府県が主催者で、別に細則第3項で定める参加資格を有しなければならない。

(2) 公開競技に参加する選手及び役員

(3) 役員

正式競技会役員及び競技団体が指定した競技役員。



## 23 大会役員

(1) 大会役員は、概ね次のとおりとする。

名誉会長	文部科学大臣
会長	日体協会長
副会長	日体協副会長・専務理事、スポーツ庁長官、開催県知事、開催県体育協会会長
顧問	日体協顧問・理事・監事・評議員、全国を統轄する各競技団体会長、都道府県体協会長、文部科学副大臣、文部科学大臣政務官、文部科学事務次官、文部科学審議官、文部科学省大臣官房長、スポーツ庁次長、開催県選出衆・参両院議員、開催県議会議長・教育長・公安委員長・市長会会長・町村長会会長・市議長会会長・町村議長会会長、開催県スポーツ振興審議会会長
参与	スポーツ庁審議官・スポーツ総括官・政策課長・健康スポーツ課長・参事官(地域振興担当)、開催県議会議員・副知事・教育委員・開催県会計管理者・各部部长・警察本部長、開催県実行委員会常任委員、開催県体育協会副会長・顧問・参与

委員長	日体協国民体育大会委員会委員長
副委員長	日体協事務局長、スポーツ庁競技スポーツ課長、開催県実行委員会事務局長
総務委員	日体協国民体育大会委員会委員・担当事務局次長・担当部長・担当課長、開催県実行委員会事務局長、開催県体育協会理事長又はこれに準ずる者、開催県体育主管課長
委員	日体協国体競技運営部会委員・事務局担当者、スポーツ庁担当官、開催県体育協会常務理事、JADA 事務局長又はこれに準ずる者、開催県実行委員会事務局の課長以上

※教育委員長と教育長が併存する場合は、教育委員長を顧問、教育長を参与とする。

(2) 競技会役員は、概ね次のとおりとする。ただし、公開競技においては、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、決定する。

名誉会長	会場地市町村長
会長	全国を統轄する競技団体会長
副会長	全国を統轄する競技団体副会長、会場地市町村体育協会会長、開催県競技団体会長、会場地市町村実行委員会事務局長
顧問	全国を統轄する競技団体顧問、都道府県競技団体会長、会場地市町村議会議長・教育長
参与	会場地市町村議会議員・教育委員・副市町村長・会計管理者・関係部長、会場地市町村体育協会顧問・副会長、会場地市町村実行委員会常任委員、開催県競技団体副会長・顧問・参与、会場競技団体顧問・参与、全国を統轄する競技団体役員の中で特に必要と認めた者
委員長	全国を統轄する競技団体理事長又はこれに準ずる者
副委員長	会場地市町村実行委員会事務局長、会場地市町村競技団体会長、開催県競技団体理事長又はこれに準ずる者
委員	全国を統轄する競技団体理事、開催県競技団体理事、会場地市町村競技団体副会長、会場地市町村実行委員会事務局各部長・各副部長、会場地市町村体育協会常務理事、JADA 事務局担当者又はこれに準ずる者

※教育委員長と教育長が併存する場合は、教育委員長を顧問、教育長を参与とする。

(3) 大会役員及び競技会役員は大会会長が委嘱する。ただし、公開競技における競技会役員は除く。

## 24 総務委員会

(1) 総務委員会は、大会開催中、大会運営上重要な事項を処理する必要のあるとき、大会委員長が召集し、開催する。

(2) 総務委員会は、大会委員長、副委員長及び大会委員長が予め指名する総務委員をもって構成する。

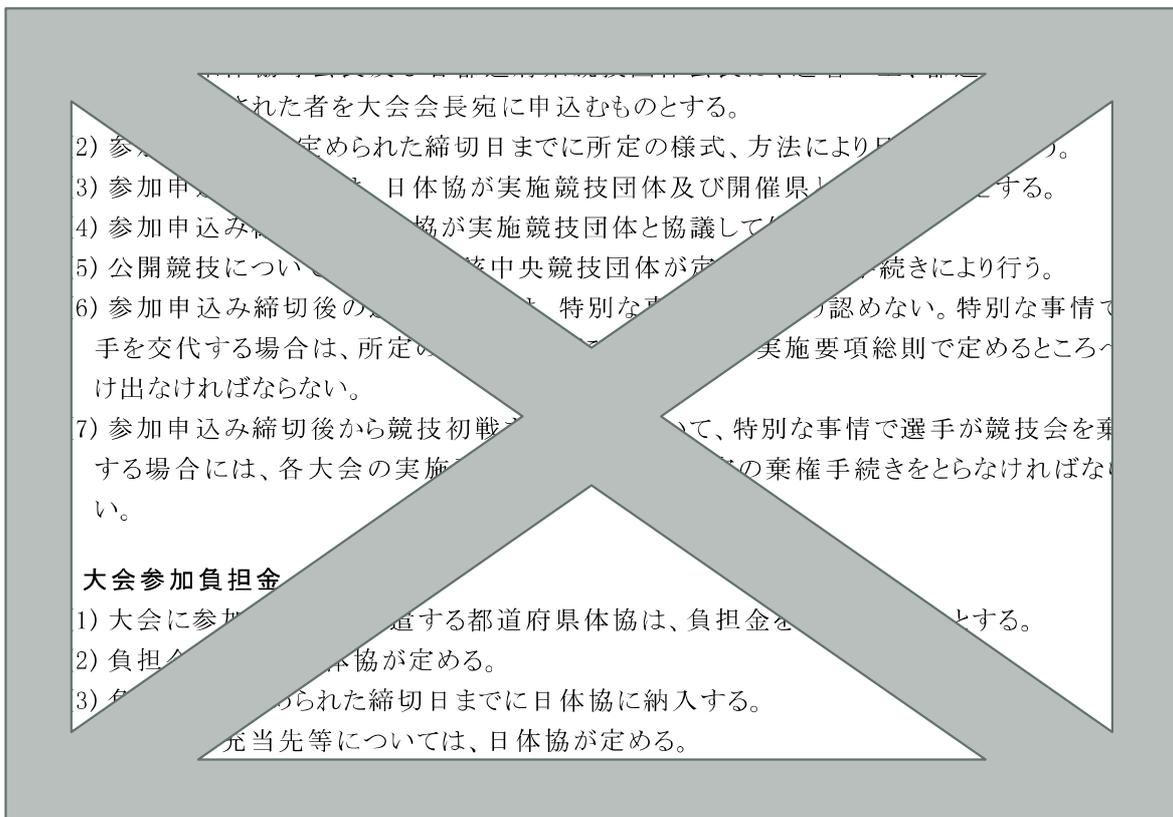
## 25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

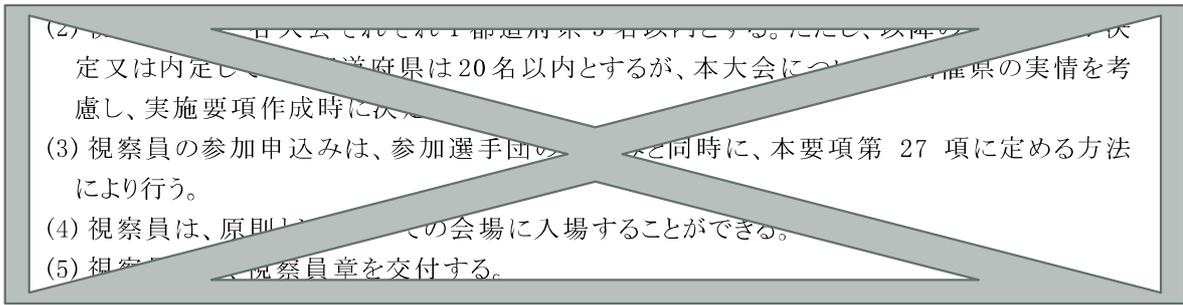
(1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

- (2) 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。  
 ①名称 ②目的 ③組織 ④役員 ⑤管掌内容 ⑥経理方法 ⑦その他必要な事項
- (3) 実行委員会には、事務局を設ける。
- (4) 開催県実行委員会は、下記の事項については日体協と協議し、承認を得なければならない。  
 ①競技施設の計画 ②大会役員及び競技会役員編成基準 ③中央競技役員数及び所要経費基準 ④ポスター図案 ⑤国民体育大会マークを含めたシンボルマーク  
 ⑥「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語  
 ⑦報道に関する事項 ⑧記録映画等製作に関する事項 ⑨宿泊、交通及び医療要項 ⑩集団演技の内容 ⑪その他必要な事項
- (5) 開催県実行委員会は、下記の事項については日体協と調整の上、報告をしなければならない。  
 ①大会開催に関する予算及び決算 ②皇族に関する事項  
 ③実行委員会の規程及び委員 ④大会に関するマスコット ⑤招待者の範囲  
 ⑥表彰に関する事項 ⑦大会の諸会議日程 ⑧その他必要な事項

## 26 各競技の実施要項

大会で実施する正式競技、公開競技及び特別競技の実施要項は、それぞれ全国を統轄する競技団体が立案し、冬季大会は大会開催月の6ヵ月前、本大会は大会開催年の前年の12月31日までに日体協に提出する。提出された実施要項は日体協において決定し、開催県実行委員会が作成する。実施要項に記載する内容は別に細則第9項で定める。





### 33 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、国庫補助金及び日体協補助金並びに開催県（会場地市町村を含む）負担金又は準備金及び入場料等でまかなう。

ただし、公開競技の実施に係る経費については、当該中央競技団体が負担する。

### 34 入場券、入場料

(1) 入場券は、主催者が発行する。

(2) 入場料金額は、開催県実行委員会が日体協と協議して決める。

(3) 入場料は、開催県実行委員会が徴収し、大会運営の経費及びスポーツの振興に必要な経費に充当する。

(4) 公開競技における入場券、入場料については、当該中央競技団体が日体協と協議の上、発行、徴収することができる。

### 35 宿 舎

(1) 大会参加者及び視察員並びに報道員の宿舎は、開催県（会場地市町村を含む）実行委員会が準備する。

(2) 競技別参加者の宿舎は、環境等を配慮の上、競技実施会場の周辺に選定する。

(3) 宿舎は、ホテル、旅館及び民宿を原則とする。

(4) 1 人の宿泊に要する広さは、3.3 m<sup>2</sup> (2 畳) 以上とする。

(5) 配宿は、開催県（会場地市町村を含む）実行委員会が行う。

(6) 宿泊料金は、大会開催の 2 年前に開催県実行委員会と協議の上、日体協において決定する。

(7) 公開競技については、当該中央競技団体が準備・手配する。

### 36 交 通

(1) 主催者は、大会参加者の旅費、馬匹等の輸送費の割引について極力努力する。

(2) 開催県実行委員会は、できる限り大会参加者の交通上の利便をはかるものとする。

### 37 記 録

(1) 開催県実行委員会は、競技成績等を記録し、円滑に発表する。

(2) 競技成績等記録の情報処理に関しては、別に定める「国民体育大会記録情報処理要項」(76 頁)に基づき行うものとする。

# 国民体育大会における実施競技について

国民体育大会（以下「国体」という。）の実施競技は以下に基づき選定された競技を対象とし、4年毎に見直すこととする。

## I. 実施競技の区分

国体の実施競技の区分は以下のとおりとする。

### 1. 正式競技

以下の「今後の国民体育大会の目的、性格について」に合致するとともに、わが国の各年齢層にわたって顕著な普及が認められ、国民の間に広く浸透している競技を「正式競技」として実施する。

#### <今後の国民体育大会の目的、性格について>

##### ■「新しい国民体育大会を求めて ～国体改革2003～」(概要版)

21世紀の新しい国体を、より競技性の高い国内トップレベルの大会として構築し、ジュニアからトップアスリートを含む幅広い競技者層を対象に競技者の発掘・育成の場として、充実・活性化の促進

##### ■「国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子」

国民体育大会は、わが国スポーツ界の中核をなす競技者が一同に会し、都道府県対抗のもとに毎年開催される国内最大・最高の総合スポーツ大会とする。各競技会は国内を代表するトップクラス層の競技者により高い水準で競われ、国際的に通用する競技力向上の一翼を担うとともに、国民各層のスポーツへの関心を高めることを目的とする。

- (1) 公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）加盟競技団体の競技を対象とする。
- (2) 国体の志向性（競技志向）、性格（都道府県対抗）の下、天皇杯・皇后杯得点積算対象競技として実施する。
- (3) 対象競技は、後記Ⅱ-1-(1)及びⅡ-2-(1)に記載の「選定基準」（16頁、18頁）に基づき審査を行い、選定する。
- (4) 「正式競技」の区分は次のとおりとし、1大会あたり40競技を実施するものとする。
  - ・ 「毎年実施競技」：毎年実施する競技
  - ・ 「隔年実施競技」：隔年で実施する競技
  - ・ 「開催地選択競技」：隔年で実施する競技のうち、当該年に隔年実施の対象となっていない競技の中から開催都道府県が選択する競技

### 2. 公開競技

競技の普及及び国民へのスポーツ振興の観点（地方スポーツの振興、国民の健康増進・体力の向上等）から、別に定める「国民体育大会公開競技実施基準」（21頁）により実施することができる。

- (1) 日体協加盟競技団体の競技のうち「正式競技」以外の競技で、実施競技選定時において「国民体育大会公開競技実施基準」（21頁）に定める要件を満たす競技を対象とする。
- (2) 実施対象競技団体が開催都道府県と協議の上、全国への競技の普及等を目的として実施することができる。
- (3) 天皇杯・皇后杯得点積算対象競技としない。
- (4) 開催及び参加に係る経費は、当該競技団体及び参加者の自己負担とする。

### 3. デモンストラレーションスポーツ

開催都道府県体育協会へ加盟または認定されている開催都道府県競技団体等が、当該都道府県内での普及等を目的として、別に定める「国民体育大会デモンストラレーションスポーツ実施基準」（22頁）により実施することができる。

### 4. その他

高等学校野球競技については、その取り扱いについて別途協議し、決定する。

## 国民体育大会公開競技実施基準

競技の普及をはじめ、国民のスポーツ振興を図り、生涯スポーツ社会の実現に寄与するため、正式競技以外の競技を対象に、次の条件を満たす競技については、「公開競技」として実施することができる。

### 1. 対象競技

公開競技については、次の条件を満たした競技を対象とする。

- (1) 公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）の加盟競技団体の競技であること（準加盟は「公開競技」として実施しない）。
- (2) 当該競技団体の支部組織が、24以上の都道府県において、当該都道府県体育(スポーツ)協会へ加盟していること。

### 2. 実施規模

競技施設及び参加人員の基準については当該競技における全国レベルの大会（日本選手権等）の水準・規模とする。

ただし、参加人員は600人を上限とし、当該開催県と当該競技団体が調整の上、日体協が決定する。

### 3. 実施時期

当該大会開催年度の4月1日以降、大会の会期内で開催することとし、当該開催県と当該競技団体が調整の上、日体協が決定する。

### 4. 実施について

実施を希望する当該競技団体は、次の事項について当該開催県と協議（実施の適否を含む）し、合意を得た上で、正式競技の開催に支障のない範囲で実施すること。

- (1) 競技会の会期（4日間を上限とする）
- (2) 競技会の実施内容及び方法
- (3) 競技会の準備及び運営（原則として、当該競技団体が主導的に行う）
- (4) 開催に係る経費の負担（当該競技団体の自己負担とする）

### 5. 実施決定の時期と申請

当該大会開催地の内定時とし、開催申請書に次の事項を記載の上、当該開催県が日体協会長及び文部科学大臣あて提出する。

- (1) 実施競技名
- (2) 会場地、会場
- (3) 参加人員
- (4) その他特に必要とする事項

### 6. 企業協賛

別に定める「国民体育大会公開競技における企業協賛について」（73頁）に基づき実施することができる。

### 7. その他

- (1) 総合表彰の積算対象競技としない。
- (2) 都道府県予選会等を実施する場合には、当該競技団体の責任の下で実施する。
- (3) 参加料、参加者旅費等、当該競技会参加に関する経費については、原則として、競技会参加者の自己負担とする。
- (4) 参加者には、大会参加記念章を与えることができる。

### (附 則)

本基準は、平成20年11月12日に制定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成24年8月29日に改定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成27年12月10日に改定し、施行する。

## 国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準

地方スポーツの振興、国民の健康増進・体力の向上等をはじめ、国民のスポーツ振興を図るために、正式競技及び公開競技以外の競技を対象に、次の条件の範囲において、生涯スポーツ社会の実現に寄与するという観点から、「デモンストレーションスポーツ」として実施することができる。

### 1. 実施対象

原則として、開催地都道府県体育(スポーツ)協会加盟団体の競技であること。これ以外の競技を実施する場合は、開催地都道府県の特性を生かしたもの、あるいは開催地都道府県民のスポーツ振興のため重点的に実施されているもので、いずれも当該都道府県体育(スポーツ)協会の推薦するものとする。

なお、正式競技、公開競技の開催に支障のない範囲で実施しなければならない。

### 2. 運営について

開催地都道府県競技団体が主管する。

### 3. 参加者の範囲

原則として、開催地都道府県内に居住している者とする。

### 4. 実施決定の時期と申請

当該大会開催地決定時とし、次の事項を記載した実施申請書を公益財団法人日本体育協会会長及び文部科学大臣あて提出する。

- (1) 実施競技名
- (2) 実施する理由
- (3) 会場地、会場
- (4) 参加人員
- (5) 参加資格
- (6) 実施方法
- (7) その他特に必要とする事項

### 5. 実施時期

当該大会開催年度の4月1日以降、大会の会期内で開催することとし、当該開催県と開催地都道府県競技団体が調整の上、日体協が決定する。

### 6. その他

- (1) 参加者には、大会参加記念章を与えることができる。
- (2) その他の事項については、国体開催基準要項及び同細則に準じる。

### 〈 附 則 〉

本基準は、平成20年11月12日に制定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成23年8月25日に改定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成24年12月20日に改定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成27年12月10日に改定し、施行する。

## 国民体育大会における実施競技区分の概念図

競技区分		所属	競技形式	会期	成績
[天皇杯・皇后杯 成績対象競技] 正式競技	毎年実施競技	日体協加盟 (準加盟除く)	都道府県対抗	大会会期内	天皇杯・皇后杯 成績対象  (但し、隔年実施競技 については、当該大 会実施競技のみを対 象とする)
	隔年実施競技				
	開催地選択競技 ※第74回～第77回 大会は休止				
公開競技		開催都道府県 体協加盟・認定	中央競技団体の 考え方による	大会会期前・内	天皇杯・皇后杯 成績対象外
デモンストラレーションスポーツ			開催県の 考え方による		

[補足]

- ・各大会における「正式競技」は、「毎年実施競技」と、「隔年実施競技」のうち当該大会において実施した競技、並びに「開催地選択競技」とする。
- ・高等学校野球競技については、第70回～第77回大会においては「特別競技」とする。

# 参考

## 国民体育大会実施競技の分類

項目	正式競技	公開競技	デモンストラレーションスポーツ
<b>実施の主体</b>	日体協、文科省、開催県	当該中央団体	開催県
<b>性格・位置づけ</b>	「今後の国体像について」に示した方向性に合致するとともに、我が国の各年齢層にわたって顕著な普及が認められ、国民の間に広く浸透している競技とする。	正式競技以外の競技とし、国民へのスポーツ振興の観点（地方スポーツの振興、国民の健康増進・体力の向上等）から、実施することができる。	従前実施されていた「デモンストラレーション」としてのスポーツ行事」に準じて実施するものとする。
<b>競技形式</b>	都道府県対抗	当該中央団体の考え方による	当該開催県及び県団体の考え方による
<b>総合成績</b>	男女総合成績（天皇杯）、女子総合成績（皇后杯）の得点対戦とする。	男女総合成績（天皇杯）、女子総合成績（皇后杯）の得点対象としない。	男女総合成績（天皇杯）、女子総合成績（皇后杯）の得点対象としない。
<b>実施規模等</b>	本大会（37 競技）及び冬季大会（3 競技）合わせて 40 競技とする。	当該中央団体と開催県が調整の上、日体協が決定する。 参加人員及び施設基準については、特記されない。	当該開催県と県団体が調整の上、日体協が決定する。
<b>競技会期</b>	(1) 開催県は当該中央団体と調整の上、日体協が決定する。 (2) 実施時期については、大会会期内を原則とする。 (3) 開催県の施設状況等により、競技会の会期内での開催が困難な場合は、会期前に実施することができる。但し、その競技数は 3 競技程度とする。	(1) 実施時期については、大会開催年度 4 月 1 日以降大会会期前までに開催することとし、当該実施中央団体と開催県と調整の上、日体協が決定する。 (2) 競技会の会期は 4 日間を上限とする。 (3) 正式競技に支障のない範囲で実施することとする。	(1) 実施時期については、大会開催年度 4 月 1 日以降大会会期前までに開催することとし、当該開催県と県団体が調整の上、日体協が決定する。 (2) 正式競技に支障のない範囲で実施することとする。
<b>会場地</b>	開催基準要項第 7 項第 4 号による。	開催県内において実施する。	開催県内において実施する。
<b>実施競技・種目</b>	(1) 日体協が加盟している中央団体の競技とする。 (2) 実施競技は次の競技とし、1 大会あたり 40 競技とする。 「毎年実施競技」／「隔年実施競技」／「開催地選択競技」	(1) 日体協が加盟している中央団体の競技とする。（準加盟は対象としない） 但し、当該中央団体は、全国の都道府県体育協会に加盟している支那種組織を、24 以上有していること。 (2) 正式競技に選定された中央団体の競技・種目は除く。	(1) 開催県体協に加盟又は認定されている県団体の競技とする。
<b>参加者の範囲</b>	ブロック又は都道府県代表者（チーム）とする。	当該中央団体が定めた要項によるものとする。	参加者は開催県内の在住者とする。
<b>予選会</b>	県体協及び県団体の責任の下で予選会を実施し、ブロックまたは都道府県代表者（チーム）を選出する。	出場者（チーム）を選出するために予選会を実施する場合は、当該中央団体の責任の下で実施する。	出場者（チーム）を選出するために予選会を実施する場合は、開催県及び当該県団体の責任の下で実施する。
<b>参加資格</b>	原則として、開催基準要項並に同細則に基づくものとするが、中央団体が参加資格を別途付加する場合がある。	当該中央団体が定めた要項によるものとする。	当該開催県団体が定めた要項によるものとする。
<b>開催経費の負担</b>	開催県（負担金）、文科省（補助金）、日体協（補助金）	当該中央団体（自己財源）	当該開催県又は県団体等（自己財源）
<b>参加負担金・参加料</b>	開催基準要項に基づき日体協が徴収する。	当該競技実施要項に基づき当該中央団体が徴収する。	当該競技実施要項に基づき当該開催県又は県団体が徴収する。
<b>企業協賛</b>	日体協と開催県で調整のうえ実施する。	当該中央団体は日体協の承認を得て実施することができる。	日体協と開催県で調整のうえ実施する。

※ 高等学校野球については、従前どおりの実施内容で、別途「特別競技」として取り扱うこととする。

※ 略称については、次の通りとする

日本体育協会：日体協 / 国民体育大会委員会：国体委員会 / 文科省 / 中央競技団体：中央団体  
開催都道府県：開催県 / 都道府県体育協会：県体協 / 都道府県競技団体：県団体

## 国民体育大会実施競技の分類

項目	正式競技	公開競技	デモンストラーションスポーツ
<b>実施までの手続き</b>	(1)「国民体育大会正式競技の選定基準と評価方法について」に基づき、当該大会の7年前までに「毎年実施競技」及び「隔年実施競技」が選定される。 (2)日体協、開催県並びに当該中央団体で、実施内容について協議する。 (3)開催県は、開催内定時(5年前)に、実施競技名(「開催地選択競技」)を明記した開催申請書を日体協に提出する。 (4)開催申請書について、国体委員会の審議を経て、文科省と協議する。 (5)日体協理事會にて決定する。	(1)実施中央団体は開催県と実施内容(規模含む)等について、協議する。 (2)開催県において実施態度を決定する。 (3)日体協と開催県は実施競技について協議する。 (4)開催県は、開催内定時(5年前)までに、実施競技名を明記した必要書類等を日体協に提出する。 (5)国体委員会で審議、決定する。	(1)実施希望開催県団体と開催県で協議する。 (2)開催県において実施態度を決定する。 (3)開催決定時(3年前)までに必要書類等を作成し、日体協に提出する。 (4)国体委員会で審議、決定する。
<b>その他</b>	[実施競技の見直し] (1)正式競技を実施する中央団体は、別に定める様式により報告書を日体協に提出しなければならない。 (2)日体協は提出された報告書を精査し、「国民体育大会正式競技の選定基準と評価方法について」に基づき、4年ごとに次の区分で見直す。 ・「毎年実施競技」又は「隔年実施競技」として選定する ・正式競技から外れる ※「正式競技」から外れた競技は、「公開競技」として実施することができる。 ※「隔年実施競技」として選定された競技は、「公開競技」として実施することはできない。	[競技会実施の条件] 公開競技を実施するにあたっては、次のことを原則とする。 (1)競技会の準備並びに運営(競技用具の確保、宿舍の手配、参加受付等、その他全般)について、当該中央団体が経費負担を含め主導的に行う。 (2)開催県は、競技会場の貸与について協力するものとする。 (3)参加料、参加者旅費など当該競技会参加に関する経費については、原則として、競技会参加者の自己負担とする。	

※ 高等学校野球については、従前どおりの実施内容で、別途「特別競技」として取り扱うこととする。

※ 略称については、次の通りとする

日本体育協会：日体協 / 国民体育大会委員会：国体委員会 / 文科省 / 都道府県体育協会：果体協 / 中央競技団体：中央団体  
 開催都道府県：開催県 / 都道府県体育協会：果体協 / 都道府県競技団体：果団体

## 国民体育大会記録情報処理要項

### 1 目的

国民体育大会における競技成績等記録の情報処理を適切に行い、円滑に発表するために本要項を定める。ただし、冬季大会については本要項の対象としない。

### 2 記録業務

第1項に定める目的を達成するための業務全般を記録業務といい、以下の業務を行うものとする。

#### (1) 記録本部の設置

開催都道府県実行委員会（以下「開催県実行委員会」という。）は、記録本部を設置する。

#### (2) 記録情報の収集

開催県実行委員会は、中央競技団体等と連携し、競技成績等の記録を迅速に各競技会場より記録本部に収集する。

#### (3) 記録情報の発表

(a) 開催県実行委員会は、記録情報を次の事項毎に分類し、報道関係機関及びインターネット上に発表する。ア（競技結果のみ）、イ、カ（天皇杯・皇后杯得点のみ）、クについては、携帯電話等でも閲覧可能な形式とする。

ア 競技日程・競技結果

イ 都道府県別競技結果

ウ トーナメント表

エ 決勝記録一覧

オ 新（タイ）記録一覧

カ 総合成績一覧

・ 天皇杯・皇后杯得点

・ 競技別総合成績

・ 競技別種別得点

・ 季別総合成績

キ プログラム訂正・連絡物

ク お知らせ

ケ 翌日の対戦組み合わせ等

コ その他開催県が必要とする事項

(b) 競技結果に関する情報は、原則として競技団体による記録の提供から30分程度で発表する。

(4) 総合成績の算出、帳票作成

開催県実行委員会は、総合成績の算出を行い、次の帳票を作成する。

ア	天皇杯・皇后杯総合得点一覧表	【様式例 1】
イ	男女総合成績（天皇杯得点）一覧表	【様式例 2】
ウ	女子総合成績（皇后杯得点）一覧表	【様式例 3】
エ	男女総合成績（天皇杯参加得点）一覧表	【様式例 4】
オ	女子総合得点（皇后杯参加得点）一覧表	【様式例 5】
カ	競技別男女総合成績一覧表	【様式例 6】
キ	競技別女子総合成績一覧表	【様式例 7】
ク	種目別得点集計表	【様式例 8】

(5) 成果物

(a) 開催県実行委員会は、第 2 項 (3) - (a) に定める記録情報の成果物を大会終了後、公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）との協議により決められた期間内に日体協へ提出する。

(b) 開催県実行委員会は、第 2 項 (4) において作成した帳票を大会終了後、日体協へ速やかに提出する。

(6) 大会終了後の記録の公開

開催都道府県は、日体協との協議に基づき大会終了後一定期間、競技成績等記録の情報をインターネット上に引き続き公開する。

### 3 国民体育大会記録情報処理システムの指定

(1) 第 1 項に定める目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア及び運用・管理等を含め構築されたものを国民体育大会記録情報処理システム（以下「国体記録システム」という。）という。

(2) 日体協は、開催県実行委員会における記録業務が安定的かつ円滑に行われるよう、外部の第三者に依頼してシステムの評価を行い、その報告を受けて国民体育大会委員会において業績、性能、安定性、経済性等を総合的に判断し、優秀なシステムを国体記録システムとして指定する。

(3) 開催県実行委員会は、日体協が指定した国体記録システムを用いて記録業務を行うものとする。

(4) 国体記録システムの指定に関しては、別紙「国民体育大会記録情報処理システムの指定に係る手続きについて」に基づき行うものとする。

### 4 その他

本要項は、必要に応じ見直すものとする。

#### <附則>

(1) 本要項は、平成 19 年 3 月 7 日に制定、同日より施行する。

(2) 本要項は、平成 20 年 8 月 27 日に改訂、同日より施行する。

(3) 本要項は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

## 国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準

### 1 基本方針

- (1) 国民体育大会の目的のひとつである地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するため、審判員等競技役員は開催都道府県（以下「開催県」という。）内の有資格者をあてることを原則とし、大会終了後もこれらの者が地域スポーツ行事等に十分活用できるよう配慮しなければならない。
- (2) 実施中央競技団体は、中央競技団体からの派遣が必要となる者を除き、開催県内の競技役員をもってすべての競技運営ができるよう、開催県内定後、開催県関係者と密接な関係のもと積極的に競技役員の養成に努めなければならない。

### 2 競技役員の構成

開催県は、中央競技団体からの派遣が必要となる者を除き、県内競技役員をもってすべての競技運営ができるよう努めなければならない。

県内競技役員で競技会の運営が不可能な場合は、開催県外から競技役員を派遣することができる。この場合、競技日程、競技会場数及び試合数等を十分考慮の上必要最小限の人員としなければならない。

- (1) 中央競技役員  
競技会を円滑に運営するための責任者等として中央競技団体からの派遣が必要とされる者。
- (2) 県内競技役員  
開催県内の人員で、競技会の運営にあたる者。
- (3) 近県競技役員  
上記(1)、(2)以外の人員で、原則として開催県ブロック内から派遣する者。

### 3 中央競技役員派遣にあたる所要経費支給基準

中央競技役員の派遣にあたる所要経費は、原則として全額開催県負担とする。

この場合、1人当たり概ね次の通りとし、各大会における支給基準は大会開催年（冬季大会は開催前年）に日本体育協会と開催県が協議し、決定する。

- (1) 交通費  
原則として、自宅最寄り駅から競技会場地最寄り駅間の往復運賃とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算定し支給する。  
算定にあたっては、開催県自治体の旅費に係る規定等によるものとする。
- (2) 宿泊料金  
各大会時に定められる宿泊料金のうち選手・監督以外の参加者と同一料金を支給する。  
期間は、原則として当該競技日数に2日を加えた日数を限度とする。
- (3) 諸費  
競技役員の業務に従事する期間に要する諸経費を補填するものとして、日本体育協会と開催県が協議して決定した金額を支給する。  
期間は、宿泊料金支給期間に1日を加えたものとする。

### 4 競技役員の役職名及び人数

国体開催基準要項細則に示された施設基準及び参加人員で競技会を開催する場合の役職名と必要最小限の人数は、別紙を基準とする。

<附則>

昭和 53 年 11 月 7 日	制定
昭和 59 年	第 1 次改訂
平成 24 年 6 月 1 日	第 2 次改訂
平成 27 年 6 月 11 日	第 3 次改訂

[第4項別紙]

国民体育大会各競技会における競技役員の役職名及び人数

本表は、「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」第4項について、国民体育大会の競技運営にあたり必要となる競技役員の役職名及び人数を定める。  
 各大会における競技役員の編成にあたっては、競技会場数や開催地における競技役員の養成状況等を踏まえるとともに、同編成基準の趣旨に則し必要最小限となるよう適宜編成を行うこととする。

(1) 陸上競技

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
総務	1			
総務員	8		1	
JTO	3	トラック、跳躍、投てき	3	
技術総務員	2			
上訴審判員	5		3	
審判長	4	トラック、跳躍、投てき、招集所		
競技進行係	4		1	
番組編成員	3	主任1		
アナウンサー	8	〃 1	1	
大型映像係	4	〃 1		
報道係	11	〃 1	1	
ミックスゾーン係	9	〃 1		
記録・情報処理員	16	〃 1		
印刷係	3	〃 1		
場内指令	20	〃 1		
会場管理	5	〃 1		
NFR	1		1	
DCO	5			JADA派遣
シャペロン	6	主任1		
競技者係	23	〃 1		
役員係	5	〃 1		
補助員係	2	〃 1		
来賓・視察員受付	4	〃 1		
庶務係	18	〃 1	2	
庶務員	7	〃 1		
医務係	2	〃 1		
救護係	5			
式典表彰筆耕係	11	主任1	2	
入賞者管理係	5	〃 1		
公式計測員	1	〃 1		
用器具係	13	〃 1		
風力計測員	9	〃 1		
練習会場係	20	〃 1		
写真判定員	11	〃 1		
監察員	34	〃 1		
監視カメラ係	2	〃 1		
競歩審判員	10	〃 1	5	
スターター	13	〃 1		
出発係	25	〃 1		
衣類運搬係	9	〃 1		
周回記録員	18	〃 1		
跳躍審判員	40	〃 1		
投てき審判員	33	〃 1		
光波計測員	3	〃 1		
総合得点係	2	〃 1		
トレーナー	5		5	
合計	448		25	

国民体育大会競技役員編成数（日本体育協会基準）

H28. 6. 17

競技団体名		総数	中央からの派遣数	県内の役員数	中央派遣割合（％）	
1	陸上競技	448	25	423	5.6%	
2	水泳	(共通)	19	8	57.9%	
		(競泳)	168	11	6.5%	
		(飛込)	59	12	20.3%	
		(水球)	89	13	14.6%	
		(シンクロ)	66	10	15.2%	
3	サッカー	387	65	322	16.8%	
4	テニス	148	6	142	4.1%	
5	ボート	120	20	100	16.7%	
6	ホッケー	79	34	45	43.0%	
7	ボクシング	84	37	47	44.0%	
8	バレーボール	245	8	237	3.3%	
9	体操	(競技)	211	50	161	23.7%
		(新体操)	145	14	131	9.7%
10	バスケットボール	313	41	272	13.1%	
11	レスリング	146	55	91	37.7%	
12	セーリング	220	31	189	14.1%	
13	ウエイトリフティング	123	12	111	9.8%	
14	ハンドボール	151	38	113	25.2%	
15	自転車（トラック・ロード）	235	20	215	8.5%	
16	ソフトテニス	140	9	131	6.4%	
17	卓球	149	9	140	6.0%	
18	軟式野球	209	14	195	6.7%	
19	相撲	130	21	109	16.2%	
20	馬術	200	33	167	16.5%	
21	フェンシング	102	38	64	37.3%	
22	柔道	125	34	91	27.2%	
23	ソフトボール	320	16	304	5.0%	
24	バドミントン	295	13	282	4.4%	
25	弓道	148	1	147	.7%	
26	ライフル射撃	154	33	121	21.4%	
27	剣道	112	29	83	25.9%	
28	ラグビーフットボール	115	6	109	5.2%	
29	山岳	112	18	94	16.1%	
30	カヌー	(共通)	9	5	44.4%	
		(スラット)	98	17	17.3%	
		(スラ・ワイ)	128	17	13.3%	
31	アーチェリー	91	6	85	6.6%	
32	空手道	173	49	124	28.3%	
33	なぎなた	112	26	86	23.2%	
34	ボウリング	127	13	114	10.2%	
35	ゴルフ	158	13	145	8.2%	
36	トライアスロン	111	6	105	5.4%	
37	銃剣道	88	20	68	22.7%	
38	クレール射撃	101	25	76	24.8%	
39	高校野球	(硬式)	77	3	74	3.9%
		(軟式)	50	3	47	6.0%
計		7090	989	6101	13.9%	

